

# 防災マニュアル

- 消防計画
- 火災訓練
- 地震避難訓練
- 震災編
- ミサイル編

## 消防計画

(目的) この計画は、消防法第8条第1項に基づき、鳶ヶ池中学校における消防管理業務について必要な事項を定め、火災、人災及びその他の災害の未然防止を図り、万一の災害発生に際しては、避難誘導することを第一とし、生徒の生命安全に万全を期し、合わせて関係機関への通報、初期消火など施設の被害をも最小限にとどめることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

この計画は、鳶ヶ池中学校の生徒及び教職員に適用する。

(防火管理者の権限と業務)

防火管理者は、校長とし、この計画についての一切の権限を有し、校務分掌上における防災担当と共に次の業務を行うこととする。

- ①消防計画の作成及び変更
- ②消化、通報、避難訓練の計画とその実施
- ③建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の自主検査
- ④火気の使用または取り扱いに関する指導監督
- ⑤収容人員の把握と安全管理
- ⑥管理権限者に対する助言及び報告
- ⑦その他防火管理上必要な業務

(消防機関への通報及び連絡)

防火管理者は、次の業務について消防機関への通報届け及び連絡を行うものとする。

- ①消防計画の提出
- ②建築物及び諸設備の設置または、変更の事前連絡ならびに法令に基づく諸手続き
- ③消防用設備等の点検結果の報告
- ④自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- ⑤その他防火管理について必要な事項

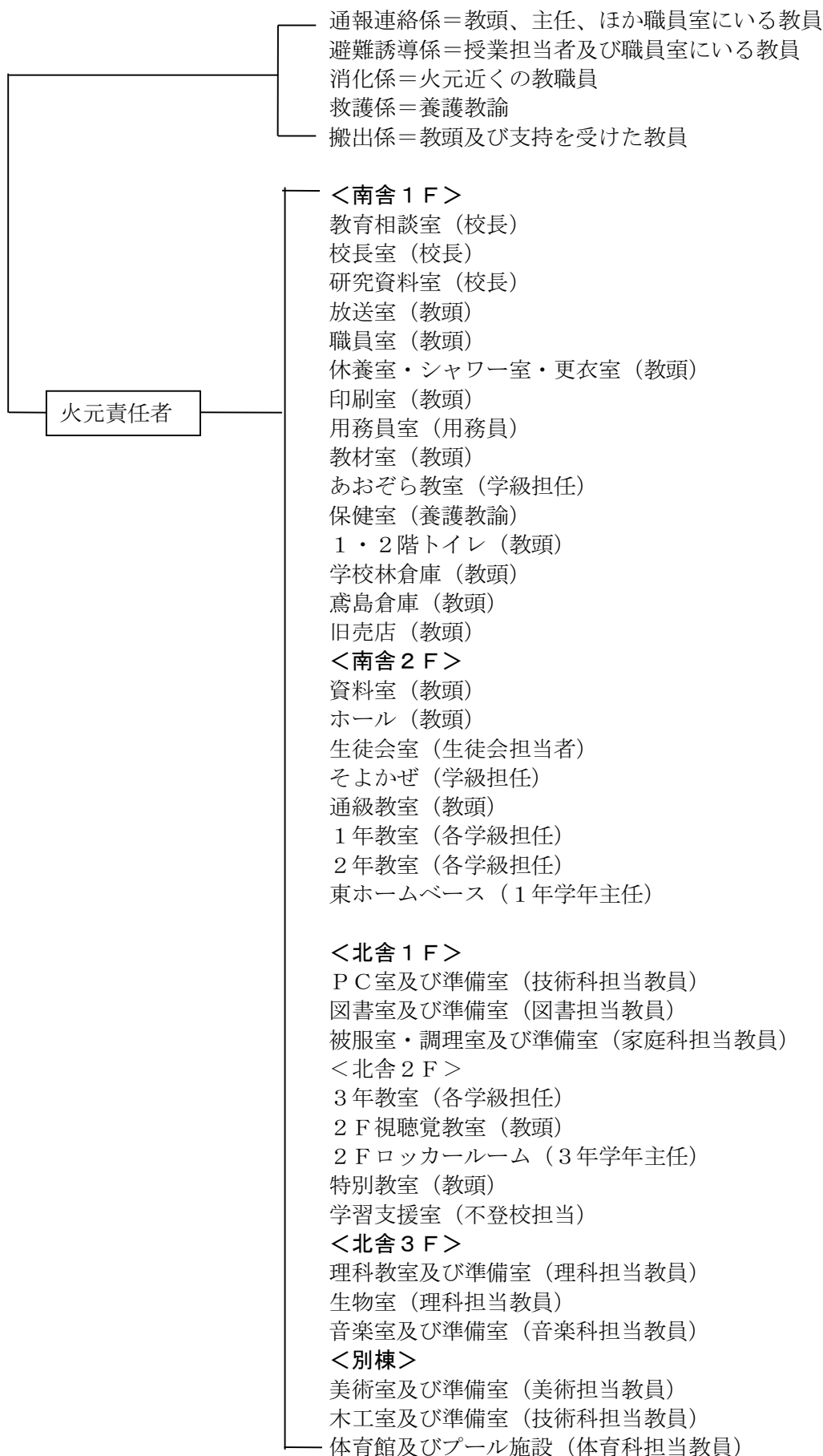
(予防管理組織)

火災の予防及び地震時の火災防止を図るため、防火管理者のもとに、火元責任者を定めるほか、建築物、電気、ガス設備、火気使用設備器具、危険物施設等の点検等を常時励行すると共に、自衛消防隊を置く。

予防管理編成は、別表によるものとし、その任務は次のとおりとする。

- ①担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- ②日常における火気使用設備器具等の使用状態の適否の確認
- ③地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- ④防火管理者の補佐

予防管理組織



(防災教育) 防災教育の内容は、次によるものとする。

- ① 予防組織、消防組織の周知徹底を図る
- ② 防火管理上の重要な事項を教育する
- ③ 災害対策として、使用火気の消火と避難場所を周知する

(訓練の実施)

年一回以上総合訓練（通報、避難誘導、初期消火）、基礎訓練（消火器の取り扱い、避難誘導の方法）を行う

(自衛消防隊の設置)

自衛消防隊長は校長とし、そのもとに自衛消防隊を置き、その任務は次の内容とする。

- ① 通報連絡係
  - ・ 火災発生に際し消防署 119 番への通報と確認
  - ・ 校内への出火の通報連絡
  - ・ 関係官公庁への連絡
- ② 避難誘導係
  - ・ 火災損他の非常事態に際して、機を失せず通路、出口、避難場所等要所に位置して、生徒の誘導にあたる。
- ③ 消火係
  - ・ 消火設備点検整備及び操作訓練に努め、災害発生時に際しては初期消火活動に当たり、消防隊到着後はその作業に協力する。
- ④ 救護係
  - ・ 負傷者の救護にあたる。
- ⑤ 搬出係
  - ・ 重要書類及び重要物件の非常持ち出しにあたる。

この規定は平成 25 年 4 月 1 日より実施する。

## 火災避難訓練（実施計画）

### 1. 目的

火災に際し、生命安全を守るために生徒個々及び集団が迅速、かつ適切な行動ができるように訓練を行う。

### 2. 訓練のねらい

- (1) 発生した火災に対し、生徒が迅速かつ適切に、しかも安全に避難して生命を守る行動ができるようにする。
- (2) 規律ある集団行動の訓練を通し、防災に対する意識を高める。

### 3. 日時

年 月 日 ( )

### 4. 想定

○時間目開始5分後、調理室より出火、周囲に延焼中。（発煙筒使用予定）

### 5. 訓練参加者（生徒；159名、教職員33名）

### 6. 日程及び訓練内容

#### (1) 出火場所発見・職員室への連絡

近くを通りかかった教員が、（調理室）からの出火発見。職員室へ連絡。

#### (2) 初期消火活動

非常電話及び消火器を持ち、出火場所に向かい、初期消火に努める。（教員2名）

#### (3) 初期消火の失敗

初期消火できず。非常電話で職員室に連絡。

#### (4) 火災報知器発動、出火通報、避難命令放送

「（調理室）で、火災が発生しました。」

「生徒のみなさんは先生の指示に従って避難してください。」

（※火災発生時の避難方法、避難場所等は十分に知らせておく。）

- ・校内放送…教頭、消防署…事務、市教委…校長
- ・非常持ち出し…事務、管理職（今回は確認のみ）

#### (5) 出入りに近い者から廊下に出て、物は持たずに、上履きのまま避難する。

※1 避難行動は、教員の指示に従い安全を確かめながら迅速に行動する。

※2 肢体不自由の生徒は、車いす又は教員が背負い避難する。

#### ・今回の避難経路

北舎1階→運動場

北舎2・3階→北舎東階段→運動場

南舎1・2階→南舎東階段→運動場

#### (6) 避難場所（運動場中央北）に到着後、その場にクラス別に整列し腰をおろす。

#### (7) 代表委員が生徒数を確認し学級担任へ報告。学級担任は校長へ避難完了の報告。

「〇年〇組、全員退避しました。」＜代表委員→学級担任→校長＞

#### (8) 消火器実施訓練（消防署員の指導）

(9) 講評 (校長、南国市消防署員) …司会進行 (教務)

(10) 訓練終了後、上履きを拭いて各教室に上がる。

(3年…西足洗い場、 2年…東足洗い場、 1年…南舎東から )

7. 避難態度・行動上の指導事項 (まず真剣な姿勢で臨ませること)

(1) 放送や伝達、指示は最後まで聞き取る。

(2) 指示に従い、無言ですばやく行動する。

(3) 窓や戸はしめる。持ち物はそのままにして、上履きで出る。

(4) 煙の発生があるときは、ハンカチなどで煙を防ぎ、低い姿勢をとる。

(5) 手をポケットに入れない。室内は走らない。人は押さない。追い越さない。

(6) 外に出たら、駆け足で集合場所に行き、友達の確認をして点呼を受ける。

8. 当日の係

○出火場所発見者 ○初期消火活動担当2名 (非常電話携帯)

○緊急放送 (教頭) ○関係機関連絡 (校長、事務)

○非常持ち出し (事務、管理職 ※今回は確認のみ)

○消火器訓練 (各学級生徒2名) …担任が決定して教頭に報告

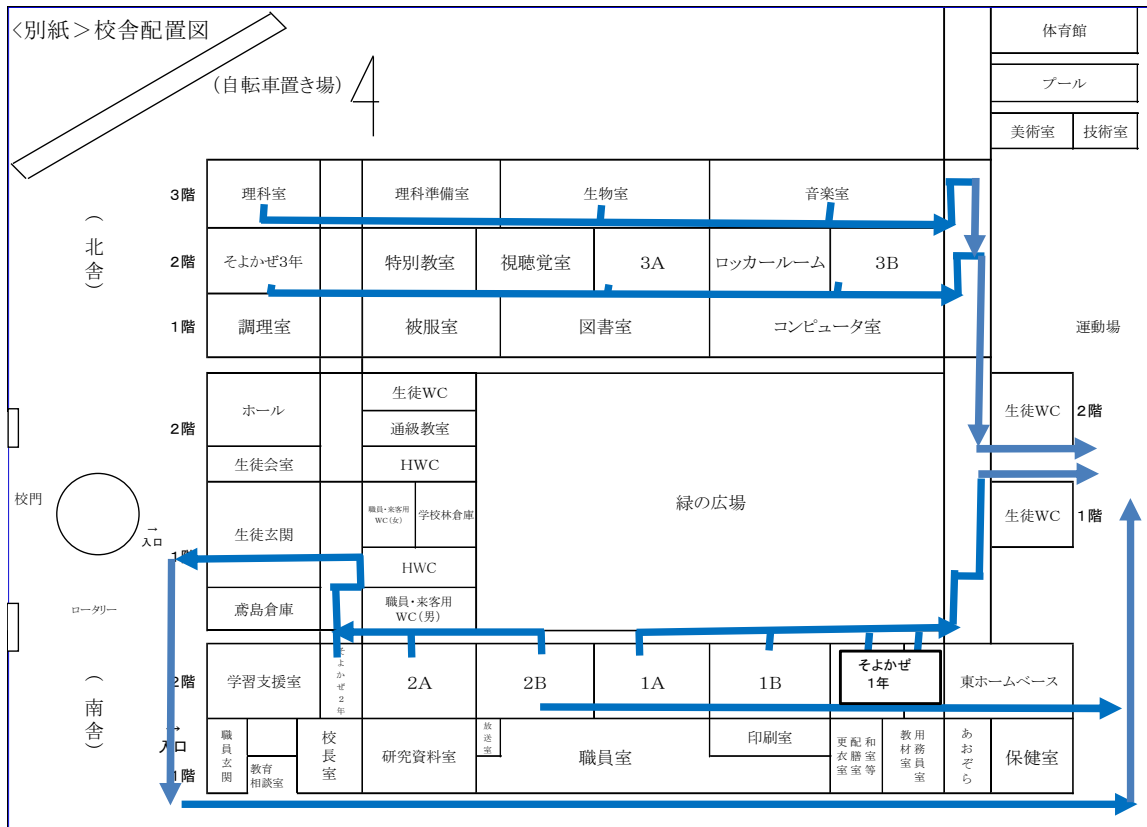
○救護 (養護教諭) ○上履き拭き用ぞうきん準備 (各学年教員1~2名)

○校舎内最終点検 (教頭)

○消火器訓練 (各学級2名を選び、担任は教頭へ報告)

1年生	2年生	3年生

9. 当日の避難経路



## 地震避難訓練（実施計画）

### 1. 目的

地震発生に際し、生命を守るために生徒個々及び集団が迅速且つ適切な行動ができる ように訓練を行う。

### 2. 本時のねらい

- (1) 発生した地震に対し、生徒が迅速かつ適切に、しかも安全に避難して生命を守る行動ができる ようにする。
- (2) 規律ある集団行動の訓練を通し、防災に対する意識を高める。

### 3. 日時

令和7年4月15日（火） 6 校時（14：30～）

### 4. 想定

（14）時（35）分に地震発生、[放送等で発生の場合を送る]

### 5. 訓練参加者（生徒；159名、教職員：33名）

### 6. 日程及び訓練内容

- (1) 地震発生時の合図として放送等で知らせる。
  - ・各教室の担当教員は、合図後に生徒を机の下に入るよう指示する(頭を防御する姿勢)。
  - ・各担当は、約1分後に生徒を教室のローカ側に移動させる。
- (2) 避難誘導の放送  
「地震が発生しました。」  
「現在は振動が収まっています。先生の指示に従って避難を始めてください。」
  - ・職員室にいる教員が避難経路の状態を確認し、2階東ローカへ移動し、教室にいる教員に避難経路を伝達する。
- (3) 避難開始
  - ・教室の教員は、ローカの教員の指示にしたがって生徒を誘導し避難させる。  
(地震発生時の避難方法・経路・場所について、事前に生徒へ周知させておく)
  - ・出入口に近い生徒から物を持たずに避難させる。(上げきのままで外へ)  
(避難行動は、教員の指示に従い、安全を確かめながら迅速に行動する。)
  - ※肢体不自由の生徒は、車いす又は教員が背負い避難する。
- (4) 避難場所（保健室東側グラウンド）へ集合・整列
  - ・避難場所（校舎から距離をおく）に到着後、その場にクラス別に整列し腰をおろす。
  - ・校内放送…教頭、（消防署…事務 ※火災を伴う場合）、市教委…校長
  - ・非常持ち出し…事務、管理職（今回は確認のみ）

#### ◎避難経路

- ・北舎1階→運動場
- ・北舎2・3階→北舎東階段→運動場
- ・南舎1・2階→南舎西階段→生徒玄関→（南舎南側をとおり）運動場

- (5) 代表委員が生徒数を確認し学級担任へ報告。学級担任は校長へ避難完了の報告。

「〇年〇組、全員退避しました。」<代表委員→学級担任→校長>

(6) 講評（校長、南国市消防署）…司会進行（教務）

(7) 訓練終了後、上履きを拭いて各教室にあがる。

（ 3年…西足洗い場、 2年…東足洗い場、 1年…南舎東から ）

### 7. 避難態度・行動上の指導事項

(1) 放送や伝達、指示は最後まで聞き取る。

(2) 指示に従い、無言ですばやく行動する。

(3) 持ち物はそのままにして、上ばきそのまま移動する。

(4) 煙の発生があるときは、ハンカチなどで煙を防ぎ、低い姿勢をとる。

(5) 手をポケットに入れない。室内は走らない。人は押さない。追い越さない。

(6) 外に出たら、駆け足で集合場所に行き、友達の確認をして点呼を受ける。

### 8. 当日の係

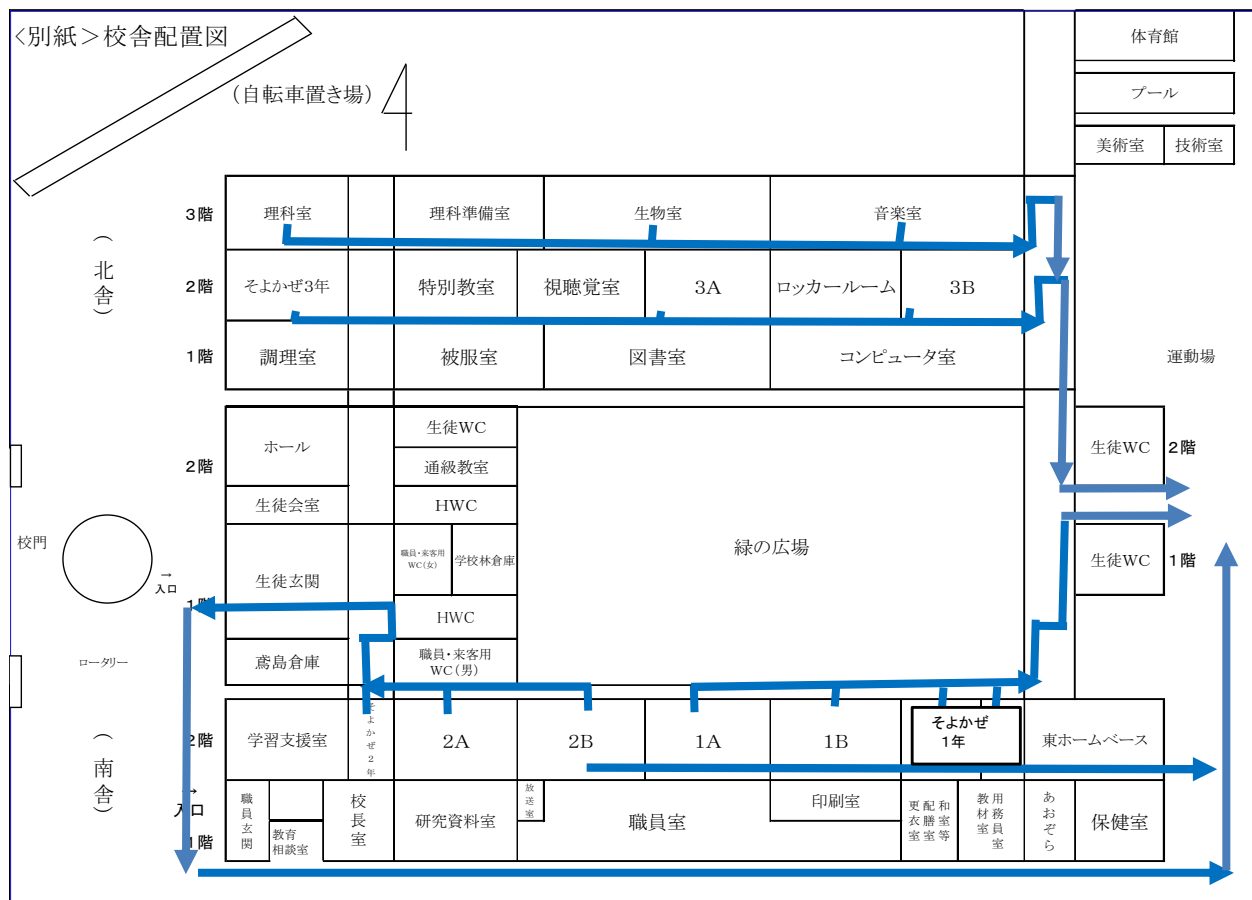
○緊急放送（教頭）    ○避難場所確認3名    ○関係機関連絡（校長、事務）

○非常持ち出し（事務、管理職 ※今回は確認のみ）

○救護（養護教諭）    ○上履き拭き用ぞうきん準備（各学年教員1～2名）

○校舎内最終点検（教頭）

### 9. 当日の避難経路



## 震災編

### 1 地震発生時の教職員の初動行動についての確認事項

- (1) 予想されている次期南海地震はマグニチュード8.4前後の巨大地震であり、いつ起こってもおかしくない地震である。地震調査研究推進本部の発表では、地震発生確率が30年以内に60%程度、南国市は震度6強～7の地震動が予測される。
- (2) 南国市内は地盤が軟弱な河川流域の平野部に人口が集中しているため、液状化による家屋倒壊などで大規模な被害が発生する可能性がある。地震発生後全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは6～8m、所によっては最大16mの非常に高い津波高が予測される。
- (3) 本校の南・北校舎、体育館、技術棟は、現行の耐震基準（昭和56年7月以降の耐震基準）を満たしている。基準では、地震による建物の倒壊を防ぐだけでなく、建物内の人間の安全を確保することに主眼がおかれ、『震度6強以上の地震で倒れない建物』となっている。

- ・平成8年8月（体育館）増改築工事を行う。
- ・平成15年8月（北舎）耐震工事を行う。
- ・平成16年8月（南舎）耐震工事を行う。
- ・平成17年8月 第1期（北舎）大規模改修工事を行う。
- ・平成21年7月 第2・3期（南舎、美術・技術棟）大規模改修工事を行う。
- \*平成26年3月 防災貯水槽設置
- \*平成27年3月 防災倉庫設置
- \*平成30年3月 プール見学台（部室）及び体育館西倉庫の撤去。ブロック塀のフェンスへの改修

- (4) 授業中に地震が起こった場合、いつ起こっても対応できるように、日ごろから教職員一人ひとりが役割を理解するとともに、災害時は、生徒の命・安全を守るため、積極的に行動する。
- (5) 地震発生時の教職員の行動の流れは次の通りである。（流れ図参照）
  - ①地震発生時は、自分自身の安全の確保と共に、生徒にも安全確保のための的確な指示を行う。
  - ②揺れがおさまったら、火の始末をすること。特に、調理室や理科室のガスなど、熱源となるものは、元栓やコンセントから切る。
  - ③授業中（部活動や放課後学習室）など、生徒が直接管理下にある場合は、生徒への対応等に専念し原則として、その場から離れない。生徒を落ち着かせるとともに、負傷者がいる場合は、応急処置を行う。避難指示の緊急放送又は伝達があるまで、原則として生徒とともにその場所で待機する（隣の教室等との連携は可）。生徒対応がない教職員は、情報収集を行いながら、職員室に参集する。
  - ④始業前や休み時間、放課後など、生徒が間接的な管理下にある場合には、あらかじめ生徒に対応方法を指導しておく。教職員が発生時に教室・廊下等にいる場合は、周囲の生徒を落ち着かせるとともに、負傷者がいる場合は、応急処置を行い、その場所で待機する。その他の教職員は、次の対応をする。
    - ・学級担任は教室に向かいながら情報収集や生徒の対応を行う。
    - ・他の教職員は、情報収集を行いながら、職員室に参集する。
  - ⑤職員室では、集まった情報を元に、生徒・教職員の負傷・建物の損壊状況を把握するとともに、

今後の被害の予測、教職員への役割の指示（救援）、避難指示の検討・決定を行う。

- ⑥避難指示が決定されたら、緊急放送又は職員室にいる教職員が分担して、教室等への情報伝達、避難誘導ポイントへの配置を行う。
- ⑦緊急放送又は伝達を受けた各教室等では、生徒に的確な指示し、避難誘導を行う。
- ⑧情報伝達係は、校舎内の残留生徒の確認を行うこと。
- ⑨教室等から誘導し運動場に到着した教職員は、管理職に到着を報告する。
- ⑩学級担任は運動場で、生徒名簿（出席簿）等に基づき、生徒の安否確認を行う。

## 2 緊急地震速報に伴う校内放送が流れた場合の行動について

- (1) 本校の地震津波警報機の緊急地震速報値は、震度4に設定されている。緊急地震速報（地震発生数秒から数十秒前）が放送された場合は、生徒・教職員は身体の安全を確保できるように身構えをする。教職員は、そのことを生徒に指示する。
- (2) 緊急地震速報は、地震により最大震度5弱以上を推定した場合に、震度4以上と推定される地域名が気象庁からテレビやラジオなどを通じて発表される。これにより、地震が起きるまでのわずかの時間でも適切な対応をとることができれば、被害の軽減が期待できる。

### ○ 生徒へ日ごろからの指示

- ・頭を守る。・・・机の下にもぐり、机の脚をしっかりと押さえる。  
手やカバンで頭を覆う。
- ・窓ガラスや壁から離れる。
- ・火気を止める。

### ○ 教職員の対応における留意事項

- ・的確な指示
- ・周囲の安全確認
- ・生徒の人員確認
- ・生徒に声かけ等での不安の除去
- ・余震・二次災害への対応

### ○ 生徒が間接的な管理下にある場合

（始業前、休み時間、放課後）

- ・分散して、校舎内を巡回し、生徒の安全を確保する。
- ・生徒の人員を確保する。
- ・必要に応じて、生徒をより安全な場所へ誘導する。  
（運動場又は北舎北側）
- ・負傷者がいる場合は、応急手当をする。

### 3 地震発生時における場所別の指示と生徒等の行動

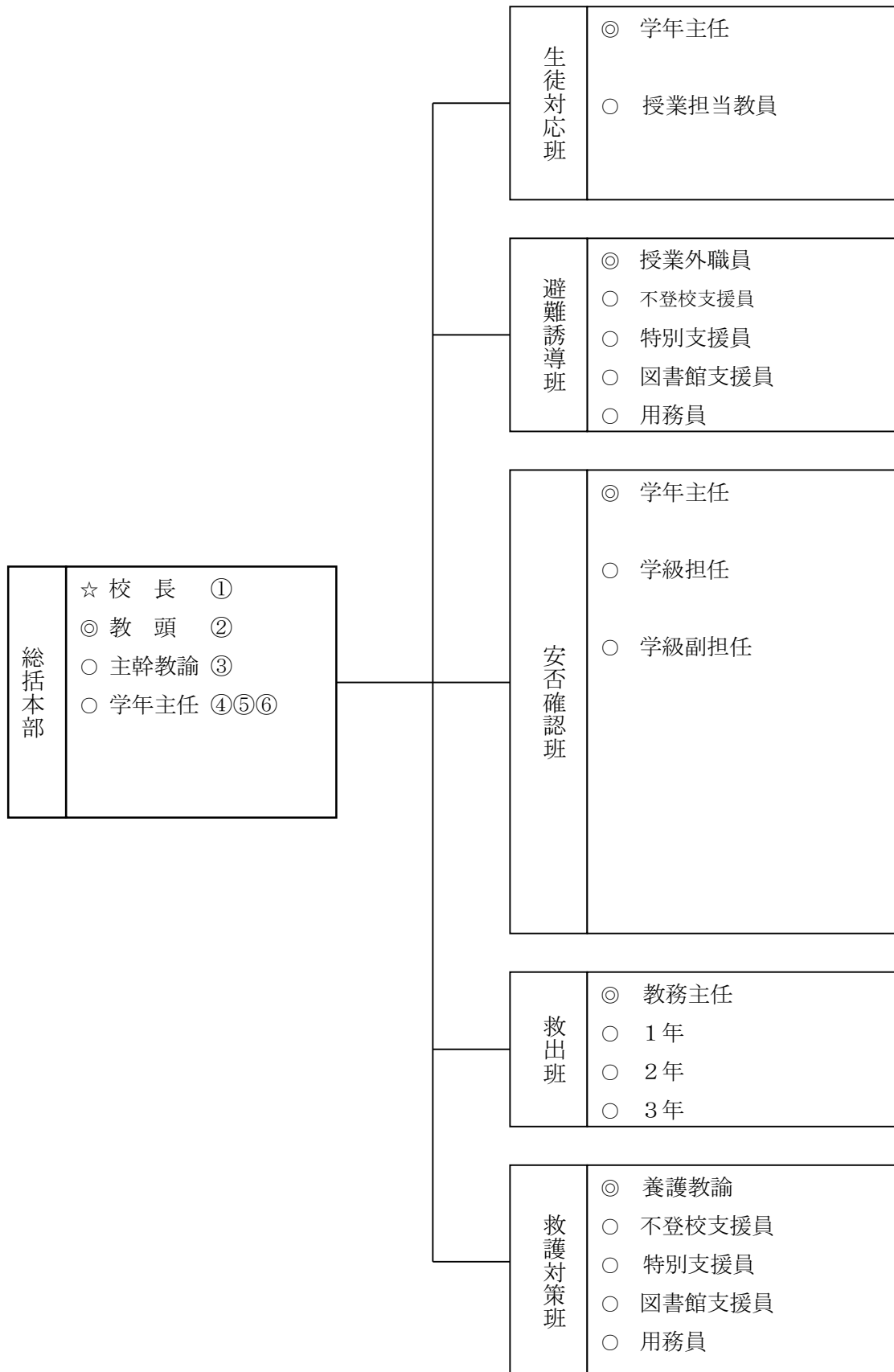
次の南海地震は、「最初カタカタと上下に揺れた後、ユッサユッサと水平方向に揺れる」と言われている。

場 所		教職員の指示	生徒等の行動
普通教室		「机への下にもぐりなさい。 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机への下へもぐるなど、身の安全を守る。</li> <li>・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部を保護する。</li> </ul>
特別教室 (普通教室の指示に加えて)	理科室	(机への下にもぐりなさい) (姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい) 「薬品棚から離れなさい」 「薬品等の危険な物のそばから離れなさい」	(机への下へもぐるなど、身の安全を守る。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコールランプ等の火を消す。</li> <li>・薬品・実験用品が入っている棚から離れる。</li> </ul>
	調理室	「食品棚から離れなさい」 「火・湯等の危険な物のそばから離れなさい」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食器等が入っている棚から離れる。</li> </ul>
	音楽室	「ピアノから離れなさい」	
	コンピュータ室	「ディスプレイ等の落下、飛び出しに注意」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスプレイ等の落下、飛び出しに注意する。</li> </ul>
	図書室	「本棚から離れなさい」 ※教室の状況に応じて具体的に指示する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本棚から離れる。</li> </ul>
	体育館	「体育器具や窓ガラスから離れて中央に集まり、姿勢を低くしなさい」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井や窓からの落下物、体育器具の転倒などに注意し、安全な場所に集まる。</li> </ul> ※揺れがおさまったら、北舎北側に避難する。
運動場	「校舎、フェンスや遊具などから離れて、姿勢を低くしなさい」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンス等の転倒に注意する。</li> <li>・中央に集まり、姿勢を低くする。</li> </ul>	
プール	「プールの端に移動し、ふちをつかみなさい」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プールの端に移動し、プールのふちをつかむ。</li> <li>・揺れがおさまったら、速やかにプールから出て、北舎北側に避難する。</li> </ul>	
廊下・階段	「しゃがんで頭を守りなさい」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しゃがんで頭を守り、揺れがおさまってから、教室にもどる。(落下物注意)</li> </ul>	
トイレ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアを開き、頭部を保護し姿勢を低くする。</li> <li>揺れがおさまってから、教室にもどる。</li> </ul>	

※緊急地震速報の放送があった時、揺れが起こるまでの数十秒間に、教室の戸を開けるなど避難経路を確保する。

#### 4 組織・体制

##### (1) 学校災害対策本部



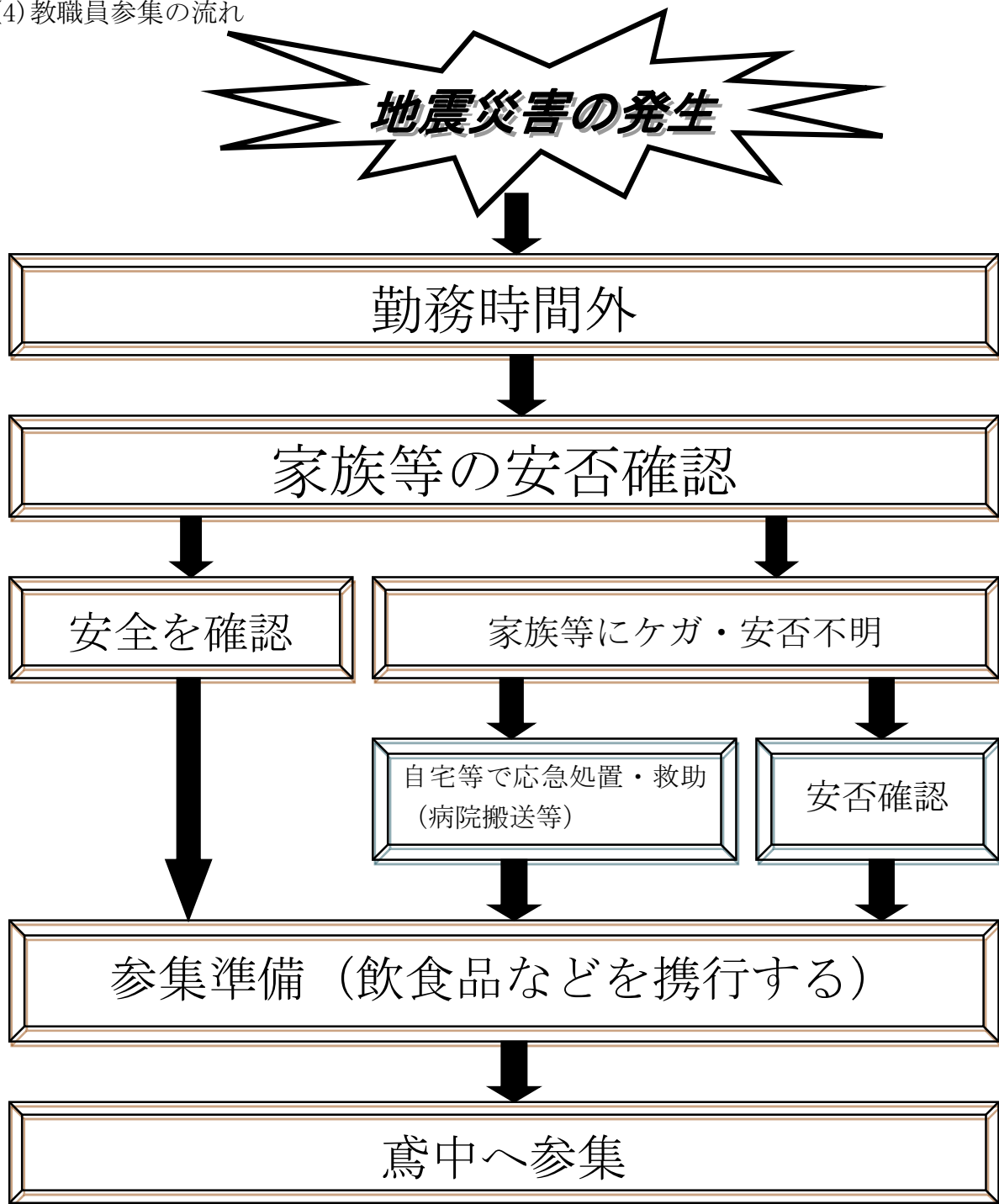
(2) 本部・各班の活動内容

名称	主な対応
総括本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定</li> <li>避難経路の安全性を確認後、避難の指示</li> <li>二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出</li> <li>教育委員会等の関係機関への連絡</li> </ul>
生徒対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒等の安全を確保し、生徒への的確な指示（押さない・走らない・しゃべらない・戻らない）等</li> <li>生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認</li> <li>二次災害の防止活動</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>分担して各教室に急行し、授業担当教員から生徒及び教職員の被害状況を聞き取り、本部に報告</li> <li>避難経路の安全性を確認、本部に報告後、生徒の避難誘導及び救助を必要とする者の確認及び応急手当の実施 等</li> <li>分散して各教室、トイレ、体育館等の残留生徒を確認</li> </ul>
安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動場へ避難後、学級担任又は副担任は、担当クラスの人員点呼をとり、負傷者及び行方不明者を学年主任に報告</li> <li>学年主任は負傷者及び行方不明者を本部に報告</li> <li>被害生徒の保護者への連絡</li> </ul>
救出班	<ul style="list-style-type: none"> <li>負傷者の状況を確認</li> <li>負傷者を救出</li> <li>行方不明者の搜索</li> <li>校内の警備 等</li> </ul>
救護対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>負傷者への応急手当</li> <li>負傷の状況を本部へ連絡</li> <li>医療機関への連絡 等</li> </ul>

(3) 勤務時間外（休日・夜間等）の震災時における参集体制

配備体制	配置基準	参集体制
第1配備 (注意体制)	災害の発生が予想され、災害対策本部を整える必要があるとき	校長、教頭 学年主任
第2配備 (警戒体制)	高知県中部で、震度4の地震が発生したとき	校長、教頭 学年主任
第3配備 (非常体制)	現に災害が発生し、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき	校長、教頭 主査、教務主任
第4配備 (非常体制)	高知県中部で、震度5弱以上の地震が発生したとき	学年主任 学級担任
(緊急非常体制)	高知県中部で震度5強又は相当規模の災害が発生したとき	校長、教頭 職員全員

(4) 教職員参集の流れ

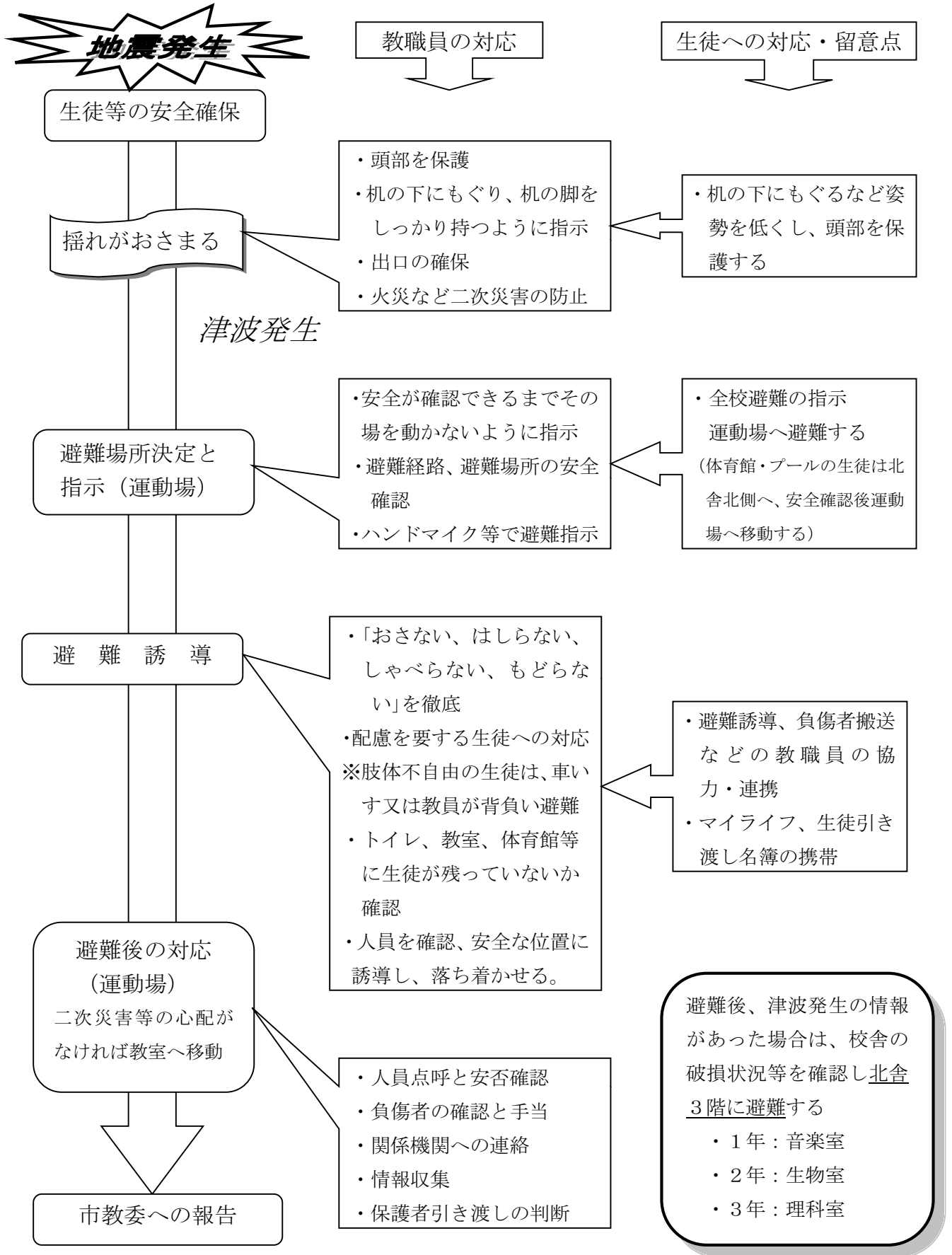


(5) 留意点

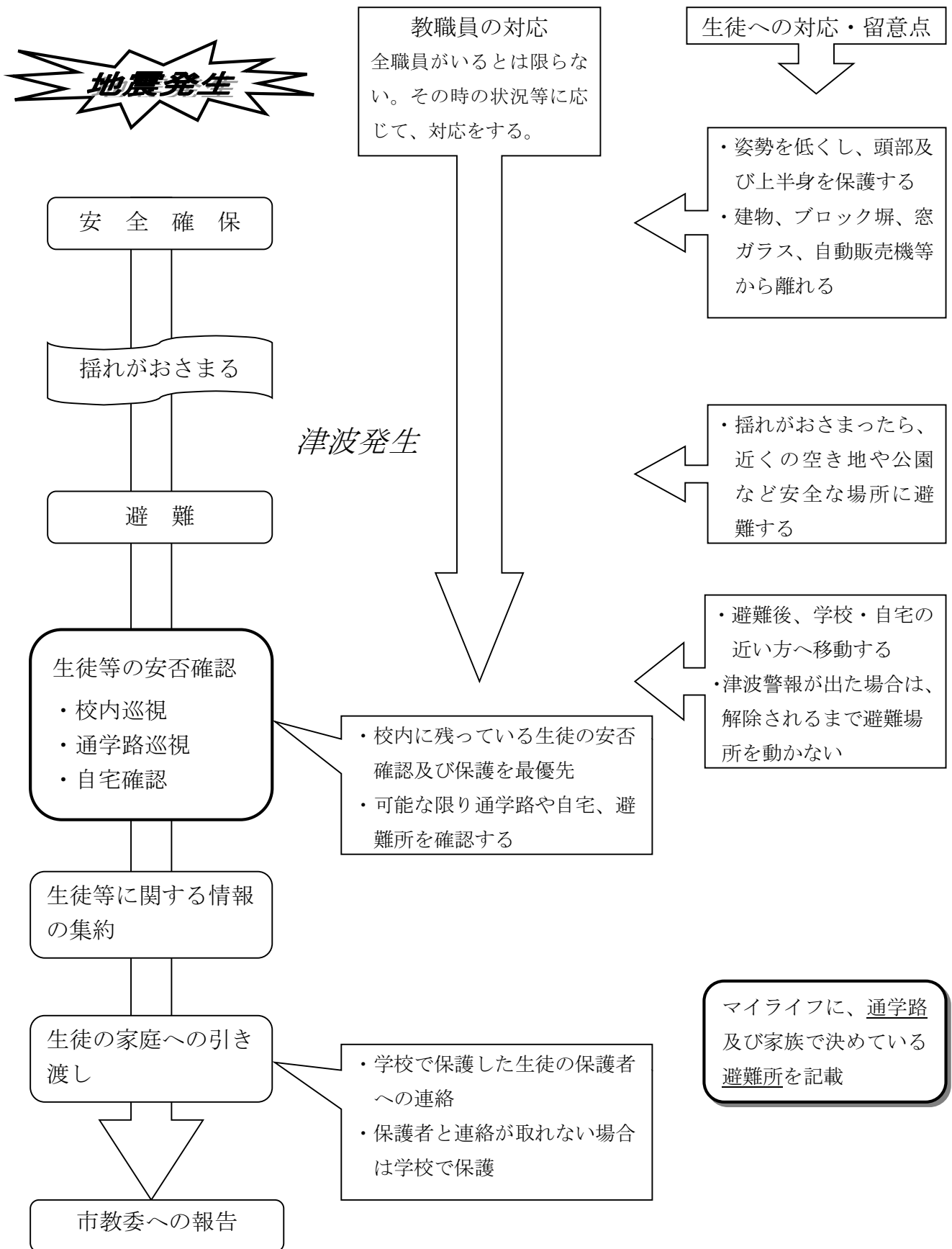
- ① 自身や親族に重大な被害がある場合を除き、学校に参集し、生徒の安全確保及び救助・救援活動にあたる。また、経路の被害が甚大で、学校に参集することが困難である場合は、一時的に自宅近くの学校や避難場所の応援にあたるが、できるだけ早く学校に参集する。
- ② 参集するときは、原則として、徒歩・自転車等を利用する。服装は機能的なものを着用し、飲料水、非常食、着替え、常備薬等を携行する。
- ③ 参集できない場合は、参集できない理由等を学校へ連絡する。※連絡手段が遮断される場合もある。



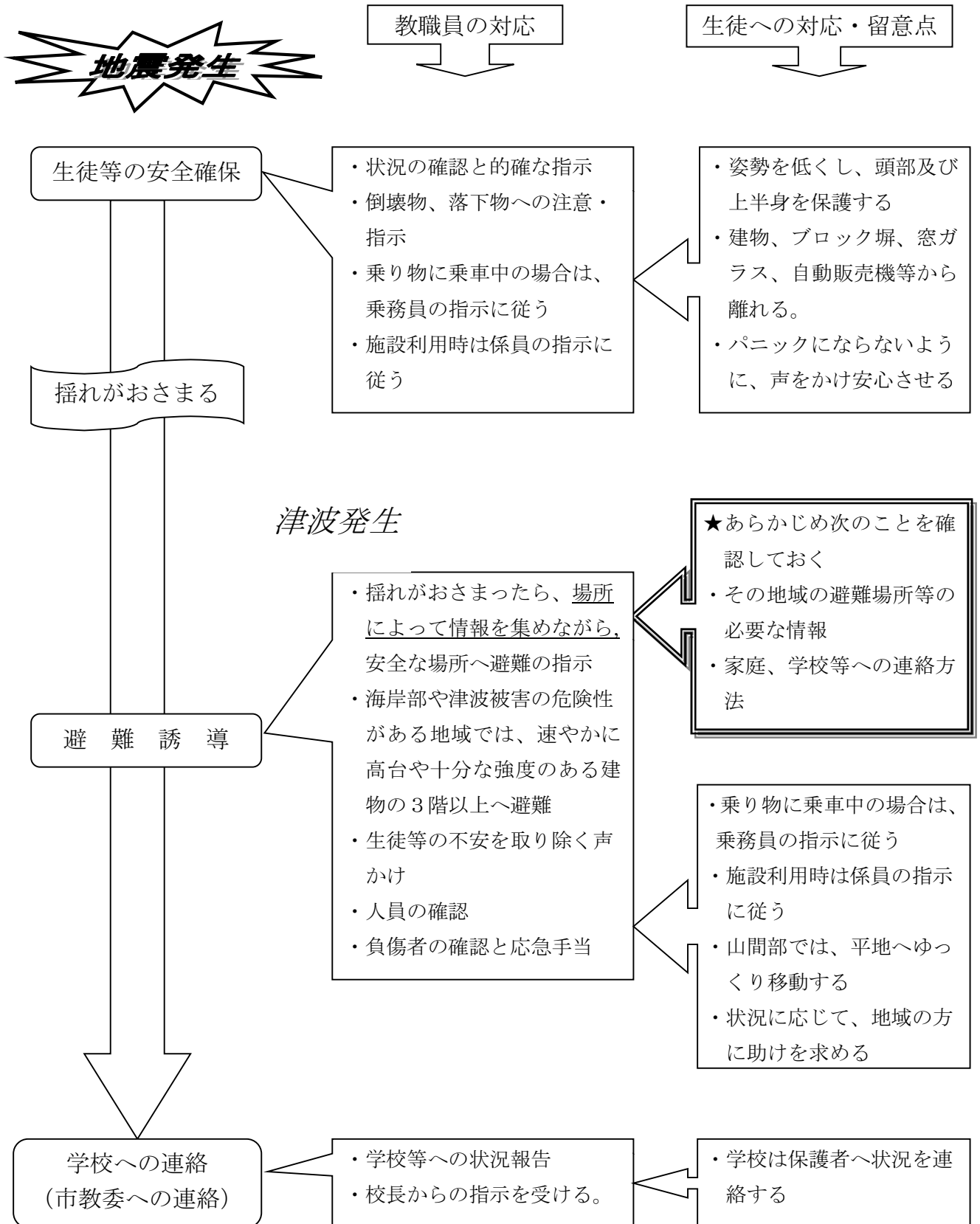
(2) 生徒が直接管理下にある場合（授業中・放課後学習室・部活動等）



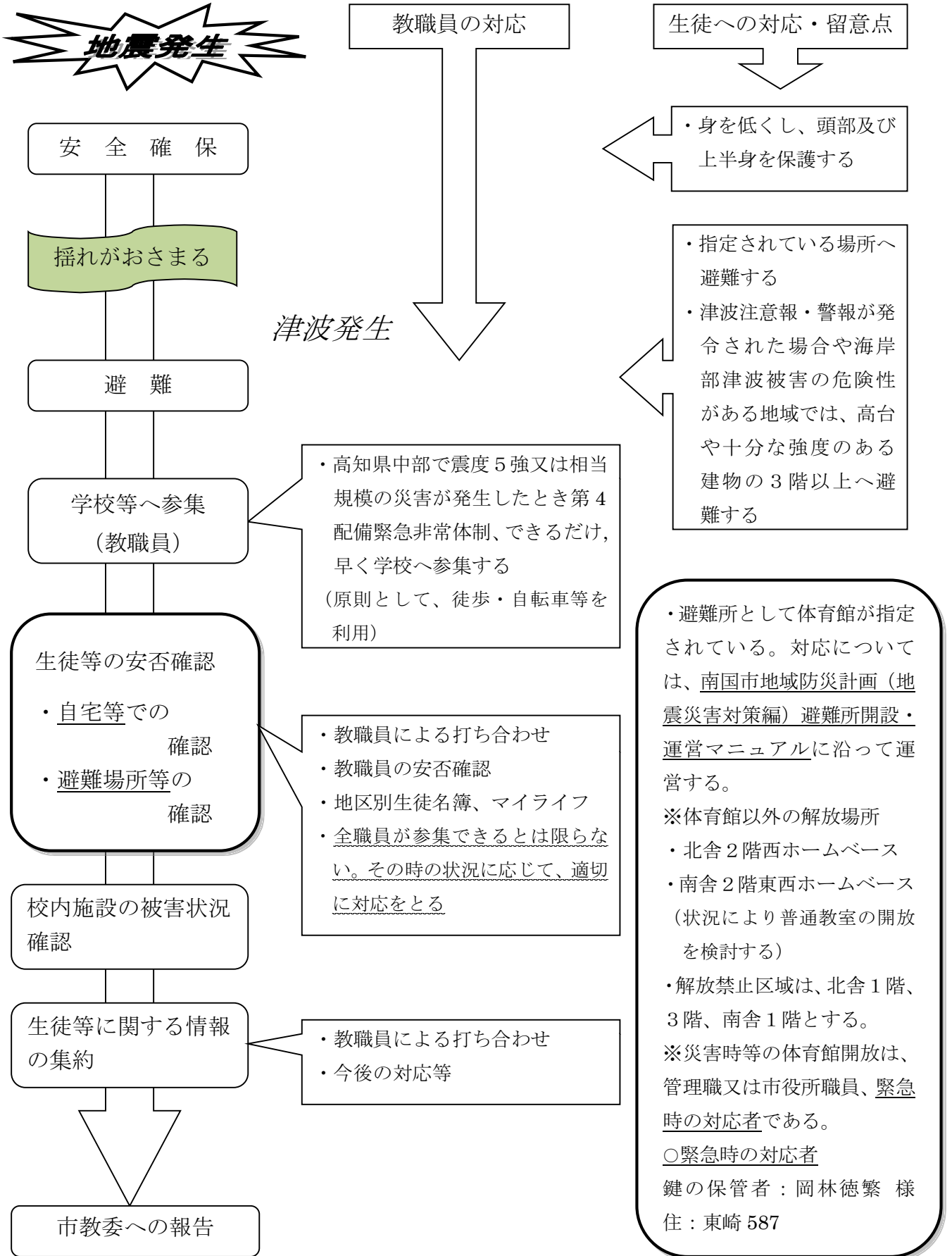
(3) 生徒が登下校中の対応



(4) 校外活動時の対応

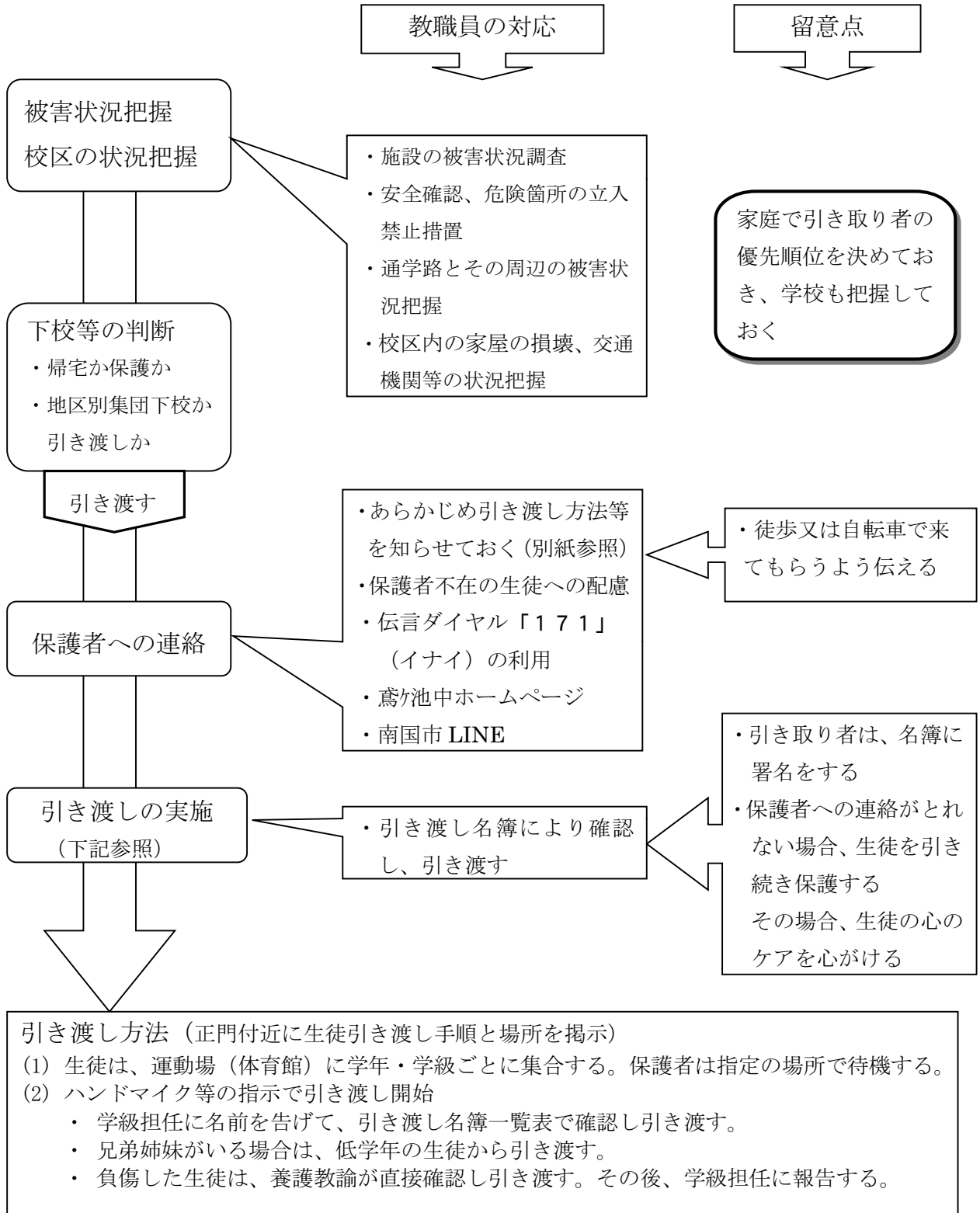


(5) 生徒が在宅中の対応



## (6) 生徒の保護者等への引き渡しについて

津波警報、注意報が解除されるなど安全が確認され、保護者等が引き取りに来るまで、生徒は学校で保護する。(生徒を宿泊させる場合もある。)



①引き渡しカード ※2セット以上を別々の保管場所に置いておく

学 年		組		生 徒 氏 名	
住 所				地区名	東部・西部・後免野田 ○印を！
保 護 者 名				電 話	( )
兄 弟 姉 妹	年 組 氏 名		年 組 氏 名		
緊急時の連絡先				電 話 ( )	携 帯 電 話
引 き 取 り 者	①	生 徒 と の 関 係		①	
	②			②	
	③			③	
避 難 場 所			特 記 事 項		
引 き 渡 し 日 時	月	日	時	分	教 職 員 名

②生徒引き渡し名簿一覧

( ) 年 ( ) 組

No	生徒氏名	保護者氏名	保護者以外の引き取り者氏名	生徒との関係	引き取り者サイン
1			① ② ③	① ② ③	
2			① ② ③	① ② ③	
3			① ② ③	① ② ③	
4					
5					
30					

## 6 保護者への連絡方法

### (1) 災害伝言ダイヤル「171」(イナイ)の利用

大災害発生時には、安否確認・問合せ等の電話が増加し、電話回線が混雑することで学校と保護者の連絡が困難になることが予想される。そこで、保護者への対応として、NTTが設置する「171(災害用伝言ダイヤル)」を利用することで、安否情報等の伝達の向上を図ることができる。このシステムは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するものである。

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171」を設置したことや利用方法・伝達登録エリア(都道府県単位)等が知らされる。固定電話や携帯電話等のあらゆる電話から接続・利用が可能となる。

#### ①伝言の登録の仕方

「171」→ ガイダンス → 「1」→ 「088-864-2678」→ 「録音」

◇ダイヤル「171」の後に「1」、電話番号、市外局番を忘れずに、伝言内容は30秒以内

※伝言保存期間 録音してから24時間

※通話料が発生する。

例1「南国市立鷹ヶ池中学校です。登校している生徒は全員、校内に避難しています。引き取り者の方がお迎えに来るまで、生徒は学校で保護します。」

例2「南国市立鷹ヶ池中学校です。生徒数名がけがをしましたが軽傷です。登校している生徒は全員、校内に避難しています。引き取り者の方がお迎えに来るまで、生徒は学校で保護します。」

例3「南国市立鷹ヶ池中学校です。学校の再開については現在検討中です。学校から連絡があるまで自宅で待機してください。」

#### ②伝言の再生の仕方

「171」→ ガイダンス → 「2」→ 「088-864-2678」→ メッセージを聞く

◇ダイヤル「171」の後に「2」、学校の電話番号の市外局番を忘れないこと

※通話料が発生する。

### (2) 南国市LINE及び学校ホームページの活用

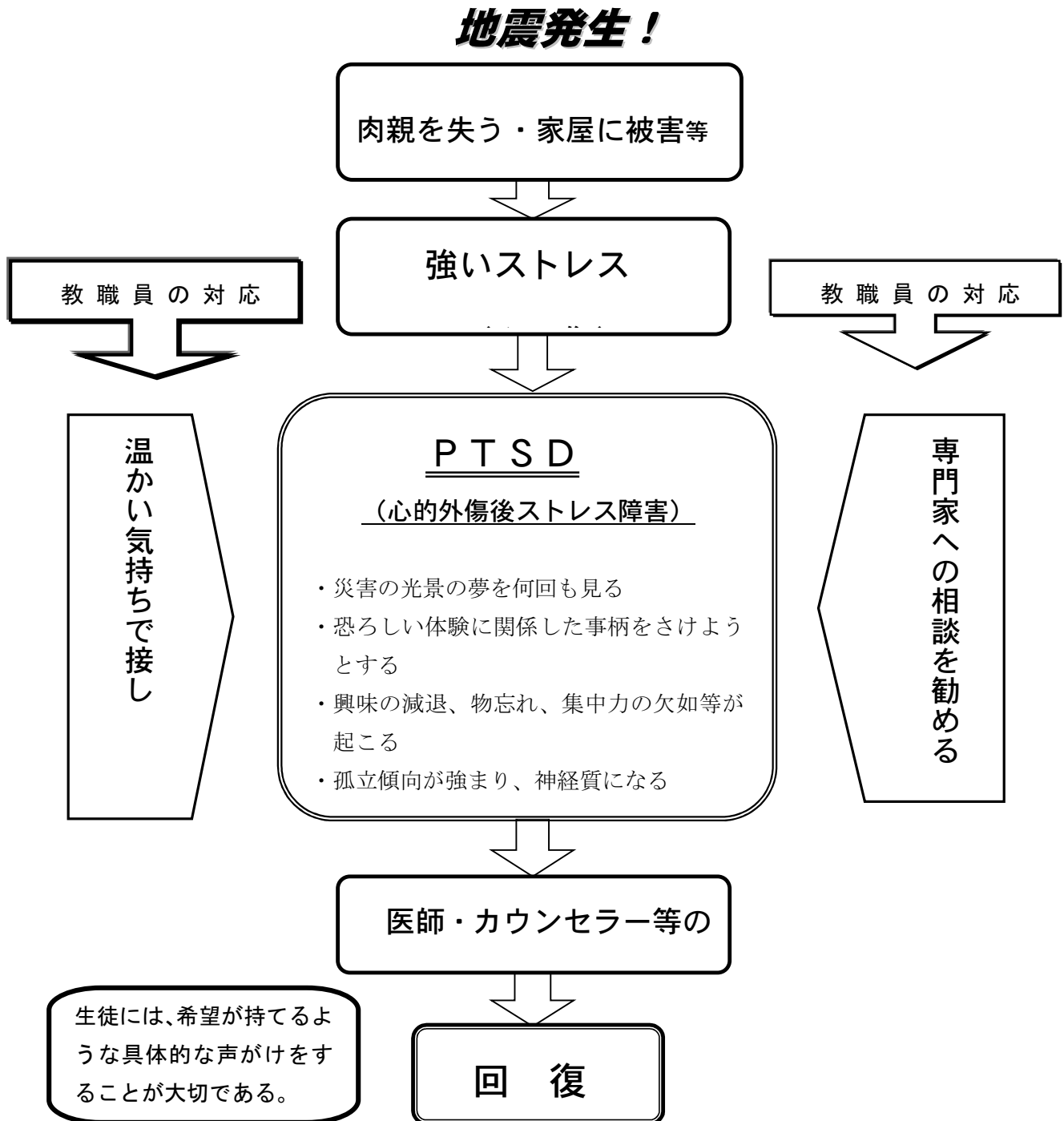
#### ※留意点

学校の施設・設備の破損状況により、情報発信ができない場合も想定される。復旧次第発信を行う。

## 7 生徒の心のケアについて ①

大災害や事故等で、肉親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、生徒によっては、表面的には普通と変わりなく見えるが、心の奥深いところには、心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことがある。

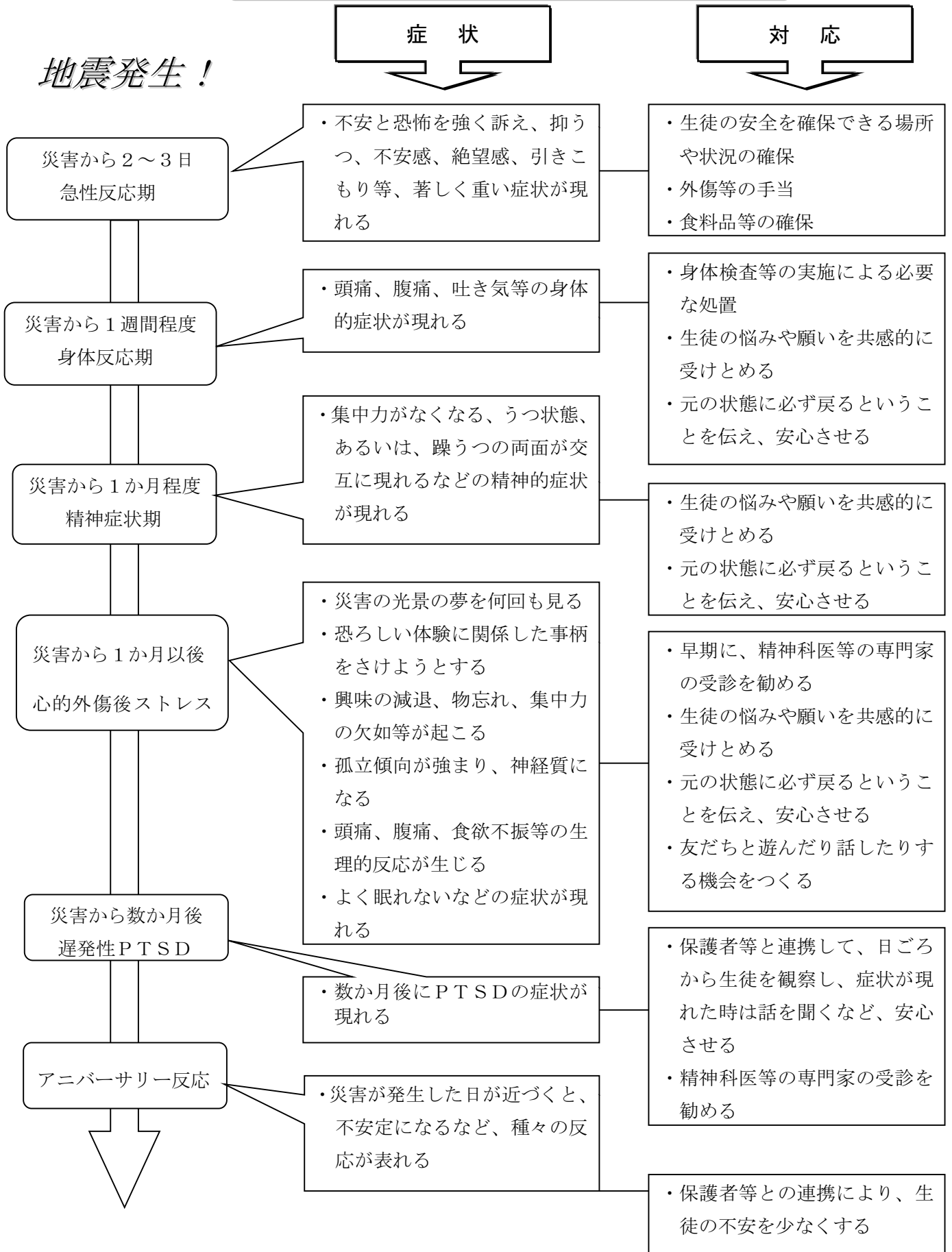
このため、生徒の心の傷を癒すには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となる



8 生徒の心のケアについて②

災害後、生徒等に現れる可能性のある症状とその対応

地震発生！



## 9 学校等再開に向けた対応

### 留意事項

地震発生！

#### 被害実態調査

- ・生徒及び家族の安否確認及び住居の被害状況確認
- ・教職員及び家族の安否確認及び住居の被害状況確認
- ・学校施設等の被害状況確認
- ・ライフラインの被害状況確認
- ・通学路及びその近隣の被害状況確認

#### 教育委員会等との協議

- ・校舎等の被害に対する応急措置
- ・校舎等の危険度判定調査
- ・ライフラインの復旧 ・仮設トイレの確保
- ・生徒の心理面への影響確認
- ・教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
- ・通学路の安全確保
- ・避難した生徒等の就学手続きに関する臨時的措置
- ・教科書・学用品等、救援物資の受け入れ・確保
- ・避難所における運営の支援

#### 家庭訪問・仮登校

- ・生徒の心理面の状況把握
- ・登校生徒の確認と学級編成
- ・避難した生徒の把握
- ・生徒の具体的な被害状況確認（教科書・学用品等）
- ・保護者への連絡方法の確認

#### 授業再開にむけた教育委員会等との協議

- ・校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
- ・授業形態の工夫
- ・教職員の配置、不足教職員に対する授業等への対応
- ・教科書・学用品等の調達・確保
- ・学校給食の再開
- ・学費の援助等の支援
- ・授業再開に向けた日程の協議
- ・欠時数の補充と授業の工夫
- ・水道水等の保健衛生の措置
- ・生徒の心のケアの体制整備

学校教育の再開

10 防災関係機関連絡先一覧

高知県教育委員会	電 話	F a x	備 考
小 中 学 校 課	088-821-4735	088-821-4926	
学 校 安 全 対 策 課	088-821-4534	088-821-4546	
ス ポ ー ツ 健 康 教 育 課	088-821-4751	088-821-4849	
東 部 教 育 事 務 所	0887-34-3591	0887-34-3592	
中 部 教 育 事 務 所	088-893-6166	088-893-6167	
西 部 教 育 事 務 所	0880-35-5981	0880-34-3921	

南国市	電 話	F a x	備考(PHS電話等)
学 校 教 委 課	088-880-6568	088-880-6201	070-6652-9466
幼 保 支 援 課	088-880-6562	088-880-6201	
生 涯 学 習 課	088-880-6569	088-880-6201	
危 機 管 理 課	088-880-6575		
中 央 市 民 館	088-864-3220		
西 部 児 童 館	088-863-1515		
SUNSUN ながおか	088-863-2844		
野 田 公 民 館	088-864-1540		
長岡西部公民館	088-863-4559		
保健福祉センター	088-863-7373		

関係機関	電 話	F a x	備 考
南国消防署(本部)	088-863-3511	119	
南国消防署(北部)	088-862-1333	119	
南 国 警 察 署	088-863-0110		
中央東福祉保健所	0887-53-3171	0887-52-4561	
高知大学医学部	088-866-5811		
J A 南 国 病 院	088-863-2181		
高知医療センター	088-837-3000	088-837-6766	
高知赤十字病院	088-822-1201		

# 北朝鮮によるミサイル発射時の避難行動マニュアル

## 1 趣旨

有事の際に敏速な避難行動を規定し、それを基準にして、着弾地点・時刻などの情報に対して、臨機応変な対応に資する。

## 2 ベースとなる避難行動

### (1) Jアラートによるミサイル発射速報

① 校長室にいる職員は、ただちにテレビをつける。

② 校内放送または肉声にて全校生徒に指示

「緊急避難命令 生徒・教職員は、ヘルメットを着用して、「緑の広場」に速やかに集合。……  
(くりかえし)……………」

③ 運動場や体育館で活動している生徒も、ただちに教室にもどり、ヘルメットを着用して、「緑の広場」に集合する。

**緑の広場は、緊急避難命令発令後3分以内で完了させる。**

(2) 避難してきた生徒・教職員にミサイル発射に対する対応であることを告げる。

**緊急避難命令発令から4分以内で完了させる。**

(3) 生徒に低い姿勢をとらせる。教職員はそのまわりを囲むように、机などの盾となるものをガラス窓側に設置する。

(4) 着弾がなく、上空を通過した場合

報道や行政による安全確認ができ次第緊急避難命令を解除する。

(5) 着弾があった場合

#### A 遠方への着弾

① ミサイルの種類に関する情報（規模や有毒ガスなど）を収集する。

② テレビ等の安全確保に関する方法を収集し、鳶ヶ池中への被害が及びそうな場合は、可能な限り遠方への避難行動を実行する。

#### B 近隣への着弾

① 着弾の衝撃による負傷者の確認。

→負傷者のいる場合は、養護教諭を中心に地震対策の救護班による救急活動を開始する。  
また、同時に救急車の手配を行う。

② ミサイルの種類に関する情報（規模や有毒ガスなど）を収集する。

③ 火災などの情報にも注意する。火災による危険が迫る場合は、できるだけ着弾地点から離れる行動をとる。